

東京医療学院大学における研究活動行動規範

平成 24 年 4 月 1 日 学長裁定

東京医療学院大学（以下「本学」という。）に所属する全ての教職員は、学術研究が真理の探究と人類への貢献を目的とすることを認識し、大学職員としての自覚と見識のもとにこの規範の定めるところに従い、誠実に行動しなければならない。

なお、この規範における用語の定義は次のとおりとする。

ア。「研究者」とは、本学の教員及び本学で研究活動に従事する学生（研究生を含む。）並びに本学において研究活動を行う者をいう。

イ。「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたる全ての過程における行為、決定及びそれに付随する全ての事項をいう。

I. 研究者の責務

1. 研究者の責務

- (1) 研究者は、大学が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを認識し、各人の自覚に基づいた高い倫理観のもとに、自身が持つ専門知識、技術、経験を生かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。
- (2) 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自身の専門知識、技術、能力の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。
- (3) 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。
- (4) 研究者は、国内の法令及び告示等並びに本学諸規則等（以下「関係法令等」という。）のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守する。
- (5) 研究者は、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を謙虚に自覚し、常に自らの行動や発言を律するように努める。
- (6) 研究者は、あらゆる場において、人種、性、職業、地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、人間として公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。
- (7) 研究者は、相互に独立した対等の研究者として、互いの学問的立場を尊重する。
- (8) 研究者は、学生が研究活動に関わる時は、学生が不利益を被らないように十分配慮する。
- (9) 研究者は、公正な研究活動を行うため、本学が実施する研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関する講習会等を受講する。

2. 公正な研究

- (1) 研究者は、研究の立案・計画・申請・実施・報告等のあらゆる過程において、誠実

に行動し、研究によって生み出される成果は、科学的にその正確性や正当性を立証する責任を有する。

- (2) 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を為さず、また加担しない。
- (3) 研究者は、他の研究者の業績は正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重するとともに、自身の研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実に対応する。
- (4) 研究者は、自身の研究の成果が、その意図に反して悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施及び成果の公表に当たっては、適切な手段と方法を選択する。

3. インフォームド・コンセント

研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得るものとする。組織・団体等から当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も同様とする。

4. 個人情報の保護

研究者は、関係法令等に定めるもののほか、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものを、本人の同意なしに他に漏らしてはならない。

5. 資料、情報、データ等の管理

- (1) 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう当該研究終了後5年間保存しなければならない。ただし、関係法令等に保存期間の定めがある場合は、それに従うものとする。
- (2) 研究者は、研究活動における不正行為への対応に当たって学長が必要と認めた場合は、研究データを開示しなければならない。

6. 機器、薬品、材料等の安全管理

- (1) 研究者は、研究実験において研究装置・機器等、薬品及び材料等を使用するときは、関係法令等を遵守し、その安全管理に努める。
- (2) 研究者は、研究実施上発生する有害廃棄物について、関係法令等を遵守し、適切に処理する。

7. 研究成果の公表

研究者は、研究成果を広く社会に還元するために、自身が行っている研究を社会へ積極的に公表し、対話を通して理解を求める等、社会との関わりを深めるように努める。ただし、知的財産権の取得及びその他合理的理由のために公表に制約のある場合は、

その合理的期間内において公表しないことができるものとする。

8. 研究費の適正使用

研究者は、研究活動に要する経費の使用に当たっては、関係法令等を遵守して適正に執行する。

9. 研究者は、自身の研究行動に当たっては、利益相反についても十分に留意し、適切に対応する。

II. 事務職員の責務

1. 事務職員の責務

- (1) 事務職員は、常に本学の使命と役割を認識し、本学の職員としての自覚と責任のもとに職責を全うする。
- (2) 事務職員は、業務上知り得た情報等をみだりに漏らしてはならない。

2. 職務の遂行

- (1) 事務職員は、高い倫理観と専門性のもとに関係法令等を遵守して業務を遂行する。
- (2) 事務職員は、職務のすべての過程において不正行為及び不正使用を為さず、また、それに加担せず、適正、かつ誠実に職務を遂行する。

附 則

この規範は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規範は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規範は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規範は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。